お知らせ

10月1日は浄化槽の日です!維持管理について

問い合わせ 環境課生活環境担当

10月1日は浄化槽の日です。この機会に、浄化槽の仕組みや点検の大切さを再確認しましょう。併せて、浄化槽の清掃・保守点検・法定検査なども忘れずに実施しましょう。

浄化槽は、生活排水をきれいにする設備です。そのため、維持管理を怠ると自然環境に悪影響を及ぼし、故障の原因にもつながります。また、悪臭等によって近隣トラブルになることもあり、維持管理はとても重要です。

浄化槽管理者は毎年1回、法定検査を 受けることが法律で義務付けられていま す。浄化槽を適正に維持管理して、きれ いな水環境を守っていきましょう。

検査は、管理者自身で依頼するものです。県で指定された検査機関(一般社団法 人埼玉県環境検査研究協会)に 直接連絡してください。 法定検査 保守点検や清掃 が適正に実施されているか判断 この3つは 必ず実施しましょう 保守点検 浄化槽の点検・

お知らせ

市有地を売却します

問い合わせ 管財課財産管理担当(1階①番窓口)

補修や消毒剤の

補給などを行う

入札申込期間 10月18日(水)~11月1日(水) 午前8時30分~午後5時(土・日曜日および祝日を除く)

入札申込方法 管財課で配布する書類に必要事項を記入の上、担当へ提出

入札保証金 10万円(申し込み時)

※落札とならなかった場合には返還します。

入札執行日 11月8日(水)

公売地番・面積等

①原宿363番7、364番6、364番7、 364番10(一体の土地として売却)

土地面積 203.13㎡

最低壳却価格 856万円

②武蔵台一丁目222番4

(旧高麗駐在所、建物有)

土地面積 158.48㎡

建物延べ床面積 75.14㎡

構造 木造スレート葺2階建て

最低壳却価格 237万円





汚泥等の引き抜き

洗浄を行う